

# 平成 26 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	9	府 省 庁 名 <u>                    </u> 内閣府
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（            ）	
要望項目名	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除及び所得控除の拡充及び延長（拡充・延長）	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>①特別償却又は投資税額控除          総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人指定の期限：平成 26 年 3 月 31 日</li> <li>・ 対象設備：機械・装置（2 千万円以上）                  開発研究用器具・備品（1 千万円以上）                  建物・付属設備・構築物（1 億円以上）</li> <li>・ 特別償却の割合：取得価額の 50%（建物等 25%）</li> <li>・ 税額控除の割合：取得価額の 15%（建物等 8%）                  （当期法人税額の 20%を限度とし、限度超過額は 1 年間繰越控除可）</li> <li>・ 設備等取得の期間：法人指定の日から平成 26 年 3 月 31 日まで</li> </ul> <p>②所得控除          専ら特区内で認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を実施する指定特定事業法人について、その事業による所得の金額の 20%を課税所得から控除できる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人指定の期限：平成 26 年 3 月 31 日</li> <li>・ 適用期間：法人指定の日から 5 年を経過する日までの期間内に終了する事業年度</li> <li>・ 主な要件：規制の特例措置等の適用、地方公共団体がその事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置実施</li> </ul> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>①特別償却又は投資税額控除</p> <p>イ. 延長          総合特別区域法第 26 条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第 42 条の 11 及び第 68 条の 15 において平成 26 年 3 月 31 日が適用期限となっており、この適用期限を 2 年間延長し、平成 28 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>②所得控除</p> <p>イ. 延長          総合特別区域法第 27 条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第 60 条の 2 及び第 68 条の 63 の 2 において平成 26 年 3 月 31 日が適用期限となっており、この適用期限を 2 年間延長し、平成 28 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>ロ. 事業の専ら要件の緩和          総合特別区域法第 27 条及び同施行規則第 18 条に定められている、法人が実施する事業を特定事業に限定する要件を緩和する。</p> <p>ハ. 区域の専ら要件の緩和          総合特別区域法第 27 条及び同施行規則第 18 条に定められている、法人が実施する事業の区域及び法人が有する施設の区域の限定を緩和する。</p>	

<p>〔関係条文〕</p>	<p>二. 本税制を活用するための規制の特例措置の範囲拡大  総合特別区域法第2条2項2号ロ及び同施行規則第2条に定められている、規制の特例措置の範囲の限定を緩和し、法附則第3条の訓令又は通達に関する措置も対象とする。</p> <p>ホ. 所得控除率の引き上げ  租税特別措置法第60条の2第1項に定められている、国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得控除率を、現行の百分の二十から引き上げる。</p> <p>③統括事業を実施する法人の要件緩和  イ. 特定多国籍企業による研究開発等の促進に関する特別措置法（以下「アジア拠点化法」）に合わせた要件緩和  総合特別区域法施行規則第15条及び第18条に定める、統括事業に常時使用する従業員の年間給与の合計額の初年度及び最終年度の見込み額を、現行のそれぞれ8千万円以上、1.5億円以上から、アジア拠点化法並びの7千万円以上、1.3億円以上に緩和する。  また、5億円以上の出資要件における出資先の範囲を、現行から、アジア拠点化法並びに緩和する。</p> <p>ロ. 資本金額及び出資要件の緩和  総合特別区域法施行規則第15条及び第18条に定める、1億円の資本金要件を撤廃し、また5億円以上の出資要件を5千万円に緩和する。</p> <p>なお、上記の要望内容については、国家戦略特区における特例措置として位置付ける可能性もある。  総合特別区域法第26・27条、総合特別区域法施行規則第15・18条、租税特別措置法第42条の11・第68条の5、租税特別措置法第60条の2、地方税法第23条第1項第4号、地方税法第72条の23第1項、地方税法第292条第1項第4号</p>
<p>減収 見込額</p>	<p>[初年度] ▲2,390 (▲302) [平年度] ▲2,390 (▲302)  [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>
<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的  我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な拠点を形成すること。</p> <p>(2) 施策の必要性  規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。</p>
<p>本要望に 対応する 縮減案</p>	
<p>ページ</p>	<p>9—2</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 6. 地域活性化の推進 施策 ⑦ 総合特区の推進
	政策の達成目標	「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）」として、2017 年度までに集中的に取り組を進め、次のことを目指すと定められている。 ・民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする ・過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みを創る ・過当競争を解消し、収益力を飛躍的に高め世界で勝ち抜く製造業を復活させる
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間
	同上の期間中の達成目標	「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）」として、2017 年度までに集中的に取り組を進め、次のことを目指すと定められている。 ・民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする ・過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みを創る ・過当競争を解消し、収益力を飛躍的に高め世界で勝ち抜く製造業を復活させる
政策目標の達成状況	総合特区制度による国と地方の協議を経て、213 提案が実現する見込みがたった。	
有効性	要望の措置の適用見込み	<①特別償却又は投資税額控除> 国際戦略総合特区（7 地域）において、年間 70 社程度の利用を想定する。  <②所得控除及び所得控除及び③統括事業を実施する法人の要件緩和> 国際戦略総合特区（7 地域）において、年間 70 社程度の利用を想定する。 なお、具体的にはアジアヘッドクォーター特区から要望あり。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地域活性化総合特区税制 ・出資に係る所得控除：社会的課題解決に資する事業を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「総合特区推進調整費」を要求。 （平成 26 年度要求額 115 億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略総合特別区域計画」に記載された事業に対し、上記の財政支援及び要望税制措置等を一体として支援。
	要望の措置の妥当性	我が国経済の成長エンジンとなるような産業・企業の集積等は、当該産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>&lt;特別償却又は投資税額控除&gt;  平成 23 年度 認定計画に定められた事業数：17 事業  適用法人数：0  減収額（推計）：0  平成 24 年度 認定計画に定められた事業数：41 事業  適用法人数：27 法人  減収額（推計）：303 百万円  ※平成 24 年度の事業数及び法人数は延べ数としている。  &lt;所得控除&gt;  適用実績なし</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>認定国際戦略総合特区計画に定められた事業数及び租税特別措置の適用法人数は顕著に増加しており、本税制特例は、民間投資の活性化につながり、産業の国際競争力の強化に寄与している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、2020 年までに実現すべき成果目標として、「拠点形成による国際競争力等の向上」が定められている。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>政策目標の達成のためには、本特例を延長し、民間投資の活性化を広く誘導していくことが必要である。  なお、「日本再興戦略」が平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定されたことを受け、政策目標を修正することとした。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度：創設  平成 25 年度：拡充  （適用対象に開発研究用の「器具・備品」を追加）</p>
<p>ページ</p>	<p>9—4</p>